

議案第13号

城陽市国民健康保険条例の一部改正について

城陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出
(2023年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

城陽市国民健康保険条例（昭和36年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の10 第16条の5の3又は第16条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第16条の2」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「<u>200,000円</u>」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第26条の2 略</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の10 第16条の5の3又は第16条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>220,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第16条の2」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「<u>220,000円</u>」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第26条の2 略</p> <p>2 前項に規定する届出に当たり、特例対象被保</p>

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第16条の5の10及び第20条の規定は、令和5年度（2023年度）以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度（2022年度）以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等の一部改正に伴い、出産育児一時金を引き上げる改正、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げる改正等を行いたいので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第1項及び第81条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

国民健康保険法（抜粋）

第58条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2・3 略

（条例又は規約への委任）

第81条 第76条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

参考資料

城陽市国民健康保険条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

- (1) 出産育児一時金について、現行の「40万8千円」を「48万8千円」に改める（第7条関係）。
- (2) 国民健康保険料に係る賦課限度額について、後期高齢者支援金等賦課限度額を現行の「20万円」を「22万円」に改める（第16条の5の10、第20条関係）。
- (3) 非自発的な理由により職を失った者に係る国民健康保険料の負担軽減対象者の把握に要する提示書類について、「雇用保険受給資格通知」を加える（第26条の2関係）。

2 施行期日

令和5年（2023年）4月1日